

令和3年3月2日（火）午後2時00分

令和3年

滋賀県国民健康保険団体連合会

# 通常総会

滋賀県国民健康保険団体連合会

## 令和3年通常総会

開催日時 令和3年3月2日（火曜日）午後2時00分開会

開催場所 ピアザ淡海滋賀県立県民交流センター 3階大会議室

### 出席会員数（22人）

理事長	橋川 渉	草津市長
副理事長	野瀬 喜久男	甲良町長
	桂田 俊夫	
会員	三日月 大造	滋賀県知事（代）
	佐藤 健司	大津市長（代）
	大久保 貴	彦根市長（代）
	藤井 勇治	長浜市長（代）
	小西 理	近江八幡市長（代）
	小椋 正清	東近江市長
	宮本 和宏	守山市長（代）
	栢木 進	野洲市長（書）
	生田 邦夫	湖南市長（代）
	岩永 裕貴	甲賀市長（代）
	福井 正明	高島市長
	平尾 道雄	米原市長（代）
	野村 昌弘	栗東市長（代）
	堀江 和博	日野町長（代）
	西田 秀治	竜王町長（代）
	有村 国知	愛荘町長（代）
	伊藤 定勉	豊郷町長
	久保 久良	多賀町長
	越智 眞一	医師国保組合理事長（代）

## 1、議決事項

- |          |   |
|----------|---|
| 議案第 1 号  | 令和 3 年度滋賀県国民健康保険団体連合会事業計画について                         |
| 議案第 2 号  | 令和 3 年度滋賀県国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出予算について                   |
| 議案第 3 号  | 令和 3 年度滋賀県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算について           |
| 議案第 4 号  | 令和 3 年度滋賀県国民健康保険団体連合会請求事務費特別会計歳入歳出予算について              |
| 議案第 5 号  | 令和 3 年度滋賀県国民健康保険団体連合会職員退職給与金特別会計歳入歳出予算について            |
| 議案第 6 号  | 令和 3 年度滋賀県国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算について         |
| 議案第 7 号  | 令和 3 年度滋賀県国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算について      |
| 議案第 8 号  | 令和 3 年度滋賀県国民健康保険団体連合会第三者行為損害賠償金特別会計歳入歳出予算について         |
| 議案第 9 号  | 令和 3 年度滋賀県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算について      |
| 議案第 10 号 | 令和 3 年度滋賀県国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出予算について   |
| 議案第 11 号 | 令和 3 年度滋賀県国民健康保険団体連合会一時借入金の限度額について                    |
| 議案第 12 号 | 令和 3 年度滋賀県国民健康保険団体連合会公費負担医療に関する診療報酬支払資金公費負担者予納金予納について |

## 2、報告事項

- |         |            |
|---------|------------|
| 報告第 1 号 | 専決処分報告について |
|---------|------------|

## ○開 会

午後2時00分開会

◇竹若局長 それでは、只今より滋賀県国保連合会通常総会を開会いたします。

最初に、橋川理事長よりご挨拶を申し上げます。

◇橋川理事長 皆様、こんにちは。国保連合会の通常総会を開催いたしましたところ、皆様方には大変お忙しい中、ご出席を賜りましてありがとうございます。

去る2月18日の理事会におきまして、谷畑理事長の退任を受けて、新しく理事長に選出いただきました草津市長の橋川でございます。国保連合会の運営が円滑に進むよう、精一杯務めてまいりますので、どうぞ皆様のご支援、ご協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

(拍手)

さて、皆様方には平素から国保事業の運営につきまして、大変ご尽力をいただいておりますことに改めて感謝を申し上げます。また各々の自治体におきましては、現在、新型コロナウイルス感染症対策において、これまでを含めまして、大変なご苦勞をいただいていることに感謝を申し上げるところでございます。国保連合会におきましても、これまでの間、本来業務である医療機関等への診療報酬の審査支払をしっかりと果たしますとともに、診療報酬等の概算前払いや県からの受託による新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金事業にも取り組んできたところでございます。併せまして、後ほど事務局から説明させていただきますが、新たに新型コロナワクチン接種関連事業にも取り組むべく準備を進めているところであります。今後も引き続き、市町の保健・医療・介護・福祉業務を支援する専門機関として、長年培ってきた連合会のノウハウを生かして全力で取り組んでまいりたいと考えております。

本日は令和3年度事業計画及び予算についてなど、重要な議案をご審議いただきます。また予算関連になりますが、国において検討が進められております審査支払業務改革の現状についても説明をさせていただきます。何とぞ慎重なるご審議を賜りますとともに、本会事業のさらなる充実のため、保険者、市町の実情を踏まえた活発なご意見を賜りますことをお願い申し上げ、簡単ではありますが、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願い申し上げます。

◇竹若局長 ありがとうございます。

続きまして、本総会の出席報告でございます。

21 保険者中、代理出席、書面出席を含め、全ての保険者様にご出席をいただいておりますので、本日の総会が成立することをご報告申し上げます。

続きまして、議長の選出でございますが、従来例によりまして、理事長にお願いしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇竹若局長 ありがとうございます。それでは、橋川理事長よりお願い申し上げます。

◇橋川理事長 それでは、私が議長を務めさせていただきます。

まず、国保連合会規約第17条の2及び第18条第2項により、本総会は公開とし、議事録も公表することをお伝えいたします。

次に、規約第18条の規定により、通常総会の議事録署名者を選出したいと思いますが、議長から指名させていただいてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇橋川理事長 ありがとうございます。それでは、私のほうより指名させていただきます。

高島市長の福井正明様、多賀町長の久保久良様、お二人にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

---

○議決事項

◇橋川理事長 それでは議事に入ります。

議案第1号、令和3年度滋賀県国民健康保険団体連合会事業計画についてから、議案第12号、令和3年度滋賀県国民健康保険団体連合会公費負担医療に関する診療報酬支払資金公費負担者予納金予納についてまでの12議案は、いずれも関連いたしますので一括審議といたします。

順次、事務局の説明を求めます。

◇岡田次長 それでは、令和3年度の事業計画についてご説明をさせていただきます。お手元の総会資料1-1をご覧くださいと存じます。

令和3年度の滋賀県国保連合会の事業計画でございます。通常総会の議案書ですと、1ページから27ページでございますけれども、要点を抜粋いたしました当資料でご説明をさせていただきます。

1つ目の基本方針でございます。こちらにつきましては、保険者様、そして広域連合様の信頼と負託に応えるため、2つの方針で臨みます。

1つ目でございますけれども、大きく変化をいたします医療・介護・障害者総合支援各制度を的確に把握をし、適切な対応が取れるように努め、審査支払業務の専門集団としての役割に加え、地方自治体が行う医療・保健・介護・福祉業務を支援する専門集団として、保険者の皆様方から認めていただけるよう努力をしております。

2つ目でございます。現在の保険者様の極めて厳しい財政事情を十分理解をいたしまして、保険者様とは運命共同体であるとの認識の下、業務の効率的、効果的執行に心がけるとともに、保険者様の負担軽減を図り、最小の経費で最大の効果が得られるよう、中期経営計画の目標達成に向けて、職員が一丸となって計画に取り組んでまいります。

2ページをご覧いただきたいと存じます。

事業の柱でございますけれども、3つございます。1つ目は事務の支援でございます。昨年末に策定をされました、第2期の滋賀県国民健康保険運営方針に基づく市町事務の効率化等の取組や、後期高齢者医療業務の効率化に向けた受託の拡大について、これまで私どもが培ってきたノウハウ等が最大限活用できるよう、一層の支援拡充に取り組んでまいります。

2つ目は、保健事業の支援でございます。保健事業支援・評価委員会の専門的な委員会の開催と併せまして、国保データベースシステムを活用いたしまして、市町の保健事業のデータ分析、評価等と併せまして、令和2年度から施行されました高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施についても積極的な支援を行ってまいります。

そして、3つ目は基幹業務でございます。審査の充実にに向けた取組といたしまして、コンピューターチェックを効率的、効果的に行ってまいります。審査基準の差異解消に向けて、審査基準の統一化と効率的なチェックルールを設定を目指し、より一層の審査の質の向上に努めてまいります。

3ページにまいりまして、重点目標につきましては7つでございます。

続いて、4ページをご覧いただきたいと存じます。

ここからが、新規拡充する業務につきまして、令和3年度事業計画から少し抜粋をさせていただきます。

まず1つ目、(1)でございます。国民健康保険制度への対応でございます。こちらにつきましては、先ほども申しました第2期の国保運営方針の基本理念が実現されるよ

うに、運営方針に明記をされております本会の役割、県・市町事務の共同実施による効率化や研修の実施等をきっちりと果たしてまいります。具体的には、県の連携会議、部会と十分連携をいたしまして、市町の補助金事務の資料作成の支援、高額療養費支給事務の事務簡素化に向けた取組の支援を行ってまいります。

そして、2つ目でございます。資格確認業務でございます。令和3年3月からオンライン資格確認等システムが稼働してまいります。医療機関等の窓口におきまして、システムによりまして、最新の資格確認をすることが可能となってまいります。これらのシステムを利用いたしまして、令和3年10月からでございますけれども、一定条件を満たす電子レセプト、公費併用を除くレセプトでございますけれども、こういったレセプトで資格確認の誤りがあった場合、システムによって、正しい保険者へ振替が実施をされます。

そして、保険者でのレセプトの資格確認でございます。こちらについても資格確認が誤りであると確認できたものにつきましては、システム等を用いて振替をすることが可能となってまいります。

そして、3つ目でございます。福祉医療費の審査支払等でございます。後ほどまた経過等について説明をさせていただきますけれども、この被用者保険に係る福祉医療費の審査支払業務につきましては、令和3年4月診療分から、社会保険診療報酬支払基金滋賀支部へ移行となります。ただ、支払基金で取扱いをいたしません柔道整復療養費に係る福祉医療費の請求支払については、引き続き国保連合会が行いますとともに、支払基金から被用者保険に係りますレセプトのデータをいただいて、段階的に廃止になりますが、移行前と同様に請求事務費の支払い、資格確認に係ります帳票の作成、そして福祉月報の共同処理を行いまして、滋賀県、市町における事務の省力化に努めてまいります。

そして、4つ目でございます。後期高齢者医療事務代行業務に関することでございます。こちらにつきましては、広域連合におけます保険者事務及び市町におけます関係業務負担軽減のため、可能な限り受託業務の拡大に取り組んでまいります。

令和3年度につきましては、被保険者証、限度額適用認定証の年次更新、後発医薬品利用差額通知書発行後の効果分析業務、そして重複・頻回受診者訪問指導事業の支援業務に係ります一次抽出について受託をさせていただきます。残りの業務等につきましては、今後でございますけれども、広域連合様と方向性について十分検討をしてまいりま

す。

そして、5つ目でございます。こちらにつきましては、保険者及び行政機関からの要請に係る対応ということでございまして、冒頭、理事長の挨拶にもございました、新型コロナウイルス関連のものでございます。

令和2年度につきましては、厚生労働省、県から要請がございまして、診療報酬等の概算前払い、あるいは緊急包括支援交付金事務、慰労金・支援金のお支払いについて実施をしております。

令和3年度につきましては、ワクチン接種に係る費用の請求支払事務、そして接種に関連をいたしますクーポン券の作成を行っております。

6番目、7番目につきましては、保健事業でございます。後期高齢者医療広域連合様からの委託を受けまして、市町のご要望に応じまして、KDBシステム等を活用して、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に必要なデータや分析資料を提供しております。

そして、市町保健事業の支援でKDBシステムでは対応しきれない事業管理、評価、分析等に係る機能を補完するシステムを導入いたしまして、市町における保健事業の円滑な実施に取り組んでまいります。

以上でございます。

◇林課長 令和3年度の滋賀県国民健康保険団体連合会各会計予算につきまして、ご説明をさせていただきたいと存じます。

資料のほうですけれども、資料ナンバー1-1の6ページから、A3版の資料1-2の予算総括表のほうで、ポイントを絞りましてご説明させていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

まず、A3版の資料1-2でございます。こちらのほうをご覧いただきたいと思います。本会の会計でございます。これは総括ということで一覧となっておりますが、一般会計と8つの会計で構成されており、全部で22の勘定がございます。そして、大きく大別いたしますと、保険者様や広域連合様からいただく手数料、負担金を財源に審査支払等の業務執行を行う6つの会計、一般会計、それから業務勘定ということで網かけをしているところでございます。この会計と、そしてもう一方はこの網かけ以外の会計ということで、診療報酬等の受け払いをする16の支払勘定という構成になってございます。



そして、令和3年度の予算総額でございますが、下段の一番下から3つ上です。合計のところをご覧くださいますと、前年度比2.4%増、約4,200億円ということでございます。

そして、事務執行を伴う網かけの6つの会計でございます。こちらについては下段から2段目のところでございます。こちらに記載させていただいておりますとおり、3%減で約36億円ということでございます。

増減要因について、増える要因ですが、一般会計のところKDB補完システムで約1億円の増額をしております。これはKDBシステムを補完するシステムとして、県からの受託事業として行うもので、国庫補助で行うというものでございます。

それから、診療報酬の支払勘定でございます。診療報酬につきましては、資料1-2の一番下のその他の支払勘定の合計のところでございます。そちらを見ていただきますと、前年度より2.5%増の約4,270億円でございます。

なお、診療報酬につきましては、毎年推計を行っておりますが、本来は過去3年の診療報酬の伸びを勘案して積算しておりますところでございますが、来年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響のため、例年とは比較ができないということで、国保・後期については2年度の実績を加味せずに作成をさせていただいております。

そして、今申し上げた国保・後期でございますが、表側の会計区分のところの国民健康保険診療報酬支払勘定、上から3つ目のところでございますが、こちらのほうは1.1%増、約955億円で計上をさせていただいております。

また、表側の議案第9号の部分、後期高齢者医療のところですが、後期高齢者医療診療報酬支払勘定につきましては約1,656億円で計上をさせていただいております。3.1%増ということでございます。

続きまして、この網かけ部分の事務執行を伴う6つの会計について、恐れ入りますが資料ナンバー1-1の8ページをご覧くださいたいと存じます。

この事務執行を伴う会計の考え方を少し記載させていただいております。一般会計及び各特別会計の共通した予算の考え方として、保険者、広域連合の負担が軽減されるよう、引き続き経費節減や人員削減に努めてまいります。

既に令和2年度においても旅費や郵送料の削減などを実施しておりますところでございますが、令和3年度についても、人件費の抑制、その他の諸経費抑制と記載しておりますが、これらの抑制に取り組んでまいりたいと考えております。

できる限りの努力をしながら、その上でしっかりと運営をしていくため、手数料の見直しのほうをお願い申し上げているものでございます。

(1) の一般負担金、事務費割についてということでございます。適正な運営ができるよう、1%の見直しをお願いするものでございます。

それから、次の10ページでございます。(2) の国保・福祉審査支払手数料でございます。こちらにつきましては、令和3年度から被用者保険分に係る福祉医療費の移行に伴う手数料の段階的見直しということで、昨年7月の理事会、総会においてご説明をさせていただきました。今回、別の資料でございますが、資料1-1の参考1、A4横の資料でございます。こちらのほうで、関係する部分の説明を申し上げたいと思います。

福祉医療費の取扱いにつきましては、平成12年度から国保連合会で審査支払等の処理を実施してきたところでございます。しかしながら、市町の課題ということで、被用者保険分の取扱いにおいて、福祉医療費と高額療養費の重複による回収事務があり、福祉医療費の増加により、事務量が増加をしてきたということで課題となってきたということでございます。

この課題を解消していくため、市町の事務の軽減等、効率化を図っていくということで、市町の要請に基づき調査、研究を行い、支払基金への被用者保険分の移行となったということでございます。

そして、次の大きな1番目の被用者保険分の福祉医療費の支払基金の移行についてというところでは、移行後の状況を簡単に記載しております。移行は令和3年4月診療分からということになります。国保連合会へ請求される年間380万件の福祉医療費のうち、240万件が支払基金のほうへ移行されることとなります。そして、国保連合会では引き続き残り140万件の国保の審査支払、そして、支払基金からデータを受けて、資格確認等の共同処理を380万件全て実施するということになってまいります。しかしながら、福祉医療費の収入が減少するというので、国保総合システム等の運用経費が7,000万円不足するというのでございます。

今、国保総合システムのお話しさせていただきましたが、4ページに国保総合システム概要図を掲載しております。このシステムにつきましては、全国47の国保連合会が導入している国保・後期・福祉の各医療に関する審査支払、保険者共同事業を一体的に運用している基幹システムということになってございます。

続いて、2ページのほうにお戻りいただきたいと思います。

2つ目の大きな2の国保・後期・福祉手数料の見直しについてでございます。この不足する運用経費を確保するために、手数料の見直しをお願いするものでございます。見直しに当たっては、国保・後期・福祉と一体的に処理を行ってきていること、それから福祉手数料収入を充当し、国保手数料を軽減してきたことから、福祉医療費の手数料見直しと合わせて、国保・後期の手数料の見直しをお願いするものでございます。

そして、それぞれの負担につきましては、支払基金へ移行する被用者保険分の福祉医療が全体の3分の2であることから、3分の2を福祉で負担し、残りの3分の1を国保・後期で負担することとさせていただきます。また、国保・後期はそれぞれ別設定とせず、統一する経費を勘案して、同一単価設定とし、2か年にわたる段階的な見直しをお願いするものでございます。

そして、大きな3つ目でございます。見直しによる市町のメリットについてでございます。当初の目的である市町事務の負担軽減が図れるとともに、市町全体で年間1,000万円の事務費の軽減が見込めます。また、医療機関に支払う請求事務費が段階的に廃止されるため、市町全体で9,500万円の負担軽減が見込めるということでございます。

この見直しにより、市町のトータルの負担は手数料引き上げがあるものの、請求事務費廃止の負担軽減がそれを上回るということで、市町全体で3,600万円の経費節減が見込めるということでございます。

以上のことから、手数料の見直しということで、令和3年度については国保57円、福祉については66円とさせていただきます、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、資料1-1の10ページでございます。(3)の特定健診等費用手数料でございます。こちらについては、制度発足以来、保険者負担の軽減を図るため、過去の積立金を充当して対応をまいりました。しかしながら、当該積立金が枯渇をしてきたということでございます。また、令和4年度において、国保中央会の負担金の見直しが予定されていることから、3年度、4年度において段階的な見直しとして、令和3年度は340円への引き上げをお願いするものでございます。

それから、(4)の介護保険審査支払手数料及び障害者総合支援審査支払手数料でございます。いずれも当該積立金の枯渇や令和4年度での中央会の負担金見直しにより、

令和4年度での手数料の見直しの検討を課長会議でお諮りをいたしました。その結果、介護保険については、第8期介護保険事業計画の半ばであるということで、令和4年度の見直しは再検討とし、障害者総合支援は令和4年度での見直しの検討をさせていただきたくお願いを申し上げます。

続きまして、12ページでございます。大きな4の国保総合システムに係る開発分担金の対応でございます。国保総合システムの次期更改が令和6年度に行われる予定でございます。国では支払基金改革を契機として、連合会を含めた審査支払業務改革により、国保総合システムについて、国及び国保中央会を中心に開発方針の検討が行われております。保険者負担を招かないことを前提に検討されているところでございますが、現在、保有しております減価償却引当資産の積立額を上回ることが予想されますので、令和4年度以降の国保・後期手数料の見直しを検討いたしたく、ご理解のほど、よろしくお願いを申し上げます。

国保総合システムの次期更改については、後ほど別資料でご説明をいたします。

それから大きな5番でございます。議案第11号ということで、一時借入金の限度額についてでございます。一般会計及び各特別会計の支払いに充当するため、一時借入れをすることができるもので、165ページに記載をさせていただいております。

それから議案第12号でございます。公費診療報酬支払資金公費負担者予納金予納については、公費負担診療報酬の支払いに充当するため、公費の予納金をお願いするものでございます。議案の167ページから177ページまでの記載となっております。なお、令和3年度の負担金・手数料比較を資料1-3に掲載しておりますので、後ほどお目通しをいただきたいと存じます。

それから資料2、資料3でございます。A4縦1枚のものでございます。資料2の福祉医療費等概算額算出表でございます。福祉医療費につきましては、福祉医療費等審査支払規則により、概算金をいただき支払いを行っております。令和3年度の各市町別概算額を記載しておるところでございますので、よろしくをお願いいたします。

それから、資料3でございます。障害介護給付費概算額算出表でございます。障害介護給付費についても、障害介護給付費等審査支払規則により、支払いを円滑に行うために概算金をお願いしているところでございます。令和3年度分の各市町別の概算額となりますので、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

◇竹若局長 すみません。少しお時間をいただきまして、予算関連になりますが、昨今行われております審査支払業務の改革の現状について説明させていただきます。

資料1-1の参考2、A4横版の資料のほうをご覧いただきたいと存じます。

国保総合システムの次期更改についてということをごさいます、表紙をおめくりいただきますと、3ページのほうでございしますが、現在、データヘルス集中改革が進められていく中で、その一環として、支払基金改革を契機とした、私ども国保連合会と国保中央会を含めた審査支払業務改革が政府のほうで進められているということをごさいます。審査支払改革については、そのシステムの改革ということをごさいます、同じ審査支払業務を行っております支払基金と国保連合会が各々システムを開発して使っておりますので、より効率化を図るため、同じシステムを開発するように検討がなされているというところをごさいます。

ページをおめくりいただきまして、大きくは2番のシステムに関するこれまでの経緯という部分になります。改革の対象になっておりますのは、国保総合システムのところでございしますが、5ページにそのシステムの概要を記載させていただいているところをごさいます。上段のところにごさいます審査支払システムと、右手にごさいます保険者共同処理系のシステム、大きなこの2つのシステムで構成されているということをごさいます。今般の改革は審査支払系システムが対象になっておりまして、支払基金のシステムと効率化が図れないかということで検討をされているということをごさいます。

しかしながら、国保連合会は支払基金のような審査支払機関であるとともに、保険者さんの共同団体ということで、右手にごさいますような共同処理のシステムにつながっているというところもございしますが、そして左手の下の方になりますけれども、後期高齢者医療や介護保険、特定健診といった8つの国保固有のシステムと相互連携しておりますので、審査支払系システムを改修いたしますと、後続の共同処理系や国保固有のシステムへの影響も考えなければならないというような大きな課題があるわけをごさいます。

次のページをおめくりいただきたいと存じます。6ページでございしますが、審査支払業務の改革でございします。(2)にごさいますように、国保連合会と支払基金のシステムについては、総合的、効率的な運用、つまり共同利用、共同開発ができないかということをごさいます。箱枠の中に規制改革実施計画がございしますが、この改革については具体的な方針や工程等につきまして、厚生労働省が公表することになっているわけをごさいます。

従いまして、7ページにございますように、それらを検討するために審査機能の在り方に関する検討会が昨年の9月より開催され、支払基金と国保連合会のシステムについて検討がされているところでございます。そして、今年度中に厚生労働省で取りまとめがなされ、それに沿って国保連合会、中央会は国保総合システムの更改に取り組んでいくということでございます。

現在のところの具体的状況につきましては、6ページの下の方になりますけれども、令和6年4月に国保総合システムの更改に向けて、1つ目には支払基金の新システム、これは今年の9月にシステム刷新がされることになっておりますけれども、その情報をしっかり分析をして、そして、システムの在り方について、今現在、検討しているというところでございます。

8ページをご覧いただきたいと存じます。

大きな4番目になります。その検討会の中で示されました厚生労働省の案の概要ということでございます。(1)にもございますように、令和6年度の更改時点で、①でございますが、現在47都道府県に設置されております国保総合システムを一拠点化し、そしてクラウド化するとともに、②になりますけれども、受付領域について、先にシステム更改されます支払基金の新システムを共同利用して、併せてコンピューターチェックと自動レポーティング機能についても支払基金と同様のシステムを持たせるようにするというようなものでございます。

さらに、(2)になりますけれども、令和6年度以降も引き続いて支払基金と共同開発をしていくというようなものでございます。そのような開発の流れが9ページに示されているところでございますので、ご参照のほど、よろしく申し上げます。

そして、10ページでございます。大きな5番目の当面のスケジュール感と進め方というものでございます。(1)がスケジュール感でございます。(2)が機器更改費用と負担金・手数料の改定ということでございます。本年7月頃には厚生労働省の仕様がしっかり決まった中で概算費用の取りまとめがなされると思いますので、これは各連合会から中央会への負担金の調整がされてくるということでございます。

全国の連合会が共通して、これから検討していかなければならないことですが、共同利用に係るシステムの開発のかかり増しという部分がありますので、現在、我々の連合会が保有している積立金よりも超過する見通しがなされているところでございまして、必要に応じて手数料の見直しや積立金の取り崩しが必要になってくるということでございます。

ます。

そして、次の11ページでございます。そういった中でですけれども、一時そのようなシステム改修によって、短期的には負担がかかってくるわけでございますけれども、中長期的に見ますと、システム関連経費が低減していくということでございます。

1つ目には、共同開発による開発費用が減ってくる。そして2つ目には、クラウド化やシステムの一元管理により運用費用が減る。そして、審査支払業務が効率化されることによって、その辺の費用も軽減されていくということでございまして、それによって、(2)にございますように、本会といたしましては、市町の皆様から託されている保健事業の充実や保険者業務の支援の拡充に努めてまいり所存でございます。

12ページをお開きいただきたいと思います。そして、この必要な財源の確保についてお願いでございます。①にございますように、従前よりシステムの開発については、皆様からいただきました手数料で賄ってまいりました。②にございますように、保険者の皆様方の厳しい財政事情に鑑みて、国庫補助の獲得に最大限努力をしながら、今般のシステム更改に取り組んでまいります。しかしながら、共同利用に係る開発のかかり増しがありますので、令和4年度以降の手数料の引き上げについて、ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

併せまして、将来的な共同開発に備えるべく、当面見送っておりましたICTの積み立てをさせていただきまして、その経費の平準化を図っていきたく存じますので、ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

そして、その費用のこれからの見込みが13ページにございますけれども、経費にかかり増しがあるものの、共同開発や共同利用によりまして、費用が軽減する面積がだんだん増えてくるというようなところでございます。

そして、最後になりますけれども、大きく7番目の終わりにでございます。今日まで国保連合会、中央会は国保制度の維持発展を図る観点から、その厚生労働省の検討会等において、必要な意見、要望を表明し、対応してきたところでございます。閣議決定により求められております整合的、効率的な在り方の実現に向けて、今般、厚生労働省の取りまとめに沿って、今後とも全力で対応していく所存でございます。今般は皆様方に現状をお伝えしていくとともに、引き続き改革の進捗状況について情報提供させていただきますので、どうぞご理解、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

なお、追って、厚生労働省国民健康保険課からも市町の皆様方に対して協力依頼を行う

予定でございますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

◇橋川理事長 はい。それでは、議案第1号から議案第12号までについて、事務局より説明が終わりました。この議案につきまして、ご質問、ご意見はございませんか。

はい、どうぞ。

◇福井高島市長 ありがとうございます。この機会に2点ほどお聞きをさせていただきます。

まず、先ほど説明いただいた資料1-2、このA3版の総括表ですけれども、診療報酬支払勘定は令和2年度に比べていずれも増、プラスという予算になっていますけれども、この1年を見てみますと、例えば私ども市民病院があるのですが、現実には外来患者が激減したり、レスパイト入院の先送りをしたり、そして、緊急以外の手術の日程を少し調整したりというのが、普通の医療機関の現状だろうというふうに思うわけですけれども、各自治体が直営の病院に対し、いろいろな形で繰出しをしたり、あるいは国の支援制度を活用したりして、辛うじてつないでいる状況を勘案しますと、それぞれの特別会計ごとに、診療報酬の支払勘定がプラスというのは、ちょっとにわかには信じがたいなど。外来患者が減少して、令和3年度に入ったらにわかには元の状態に戻るというのは、本当にあるのかなと思うのが1点。

それからもう一点は、これは資料1-1で先ほど詳しく説明はなかったですけれども、保険者及び行政機関からの要請に係る対応ということで、新型コロナウイルスワクチン接種に係る費用の請求支払事務を行いますと書いてあるのですが、これについて少し説明を聞かせていただけたらと思います。

それぞれ県内、恐らく市町は新年度予算、あるいは令和2年度予算でこのワクチン接種の予算を既に計上しております。そして、接種の方法は個別接種と集団接種の恐らく二本立て併用でいくだろうと思います。私ども高島市もそうですが、例えば個別接種する場合は1回当たり単価が国のほうから示されておりまして、それを市の予算に計上していますけれども、それと、国保連合会の支払いとは一体どういう流れになっているのかを教えてください。とりわけ、集団接種でやる場合の報酬は、医師あるいは看護師、看護師でも接種をしていただく看護師と希釈していただく看護師、あるいは問診していただく、そういう職種によって単価を変えていますけれども、ワクチンは国から配分されますので、直接的な請求支払事務を保険者からの要請で対応するっていうのは、



どの部分を対応されるのか。その2点について、この機会に教えてください。

◇橋川理事長 それでは2点のご質問でありますので、まず1点目の診療報酬が増になっているところの考え方について答弁願います。

◇林課長 資料2-1のほうでご指摘をいただいたとおりでございます。令和2年度の診療報酬につきましては、費用額でおよそ5%程度減少しております。ただ、4月、5月に非常事態宣言が出た当時、非常に下がりました。どんどんこれが持ち直してきて、全く見えないという状況の中で、先ほど少しご説明をさせていただいたとおりでございますが、令和2年度は除いて見積りをさせていただいたということでございます。それが1点目でございます。

それから、もう1点の新型コロナウイルスワクチンの接種の費用の請求支払の概要についてもご説明させていただいてもよろしいですか。

◇橋川理事長 どうぞ。

◇林課長 後ほど、報告でご説明をさせていただくつもりだったのですが、資料5のほうでございます。厚生労働省からの協力要請ということで、中央会及び全国の国保連合会で対応を予定しているイメージでございます。

裏面のほうをご覧いただきたいと存じます。今回の新型コロナウイルスワクチンの接種の費用の請求支払の概要ということで記載しておりますが、住民の方が住所地内の医療機関で接種を受けた場合、医療機関から市町村に直接費用の請求支払をするという流れになっておりまして、これがこの図で言いますと、左側の部分でございます。そして、我々国保連合会で今言われているのが、この右側の部分でございます。住民の方が住所地以外の医療機関で接種を受けた場合、市町村の支払事務を国保連が代行するというところでございます。

市町村外の医療機関に対する支払いがなくなって、事務負担の軽減につながっていくということで、県外で受けられたり、市外で受けられたり、そういったものの支払いをすることで市町村の負担軽減に資するというところでございます。

具体的な件数などがまだ読めておらず、今まさに準備をしておるところでございますので、今のところそういう状況でございます。

以上でございます。

◇橋川理事長 どうぞ。

◇福井高島市長 ワクチン接種の請求支払の意味は分かりました。確かに、その自治体

外からの接種ということはありませんので、その辺りの役割を担っていただくと言われましたけれども、1点目の説明が正直なところ少し分かりにくいなど。これは非常に難しい分析だろうとは思いますが。いわゆるこの1年間の医療供給、それに対する需要ということ考えた場合、なかなか見極めるのは難しいだろうと思うのですが、そこは当然、年度途中で必要な補正予算を組んでいただくにはあるのだろうと思うのですが、いささか令和2年度と令和3年度の予算対比をして、診療報酬の支払勘定のところが全てプラスっていうのはにわかにはちょっと信じがたいなと思いましたので、あえて質問させていただきました。

以上でございます。

◇橋川理事長 再答弁ありますか。

◇竹若局長 すみません。今、総務課長のほうが説明させていただいたとおりで、12月診療分まででいきますと、医療費だけで前年度比大体4%弱ぐらいの減になってございます。その辺の分も斟酌して3年間で伸ばしますと、予算推計が大分低くなります。その辺のこともございますし、本会の予算については、市町から診療報酬をいただきまして、それを医療機関に支払うという総枠の予算になってございますので、2年度減る部分を加味せずに作成させていただいたということでございますので、ご理解のほうをいただけましたら幸いです。

◇橋川理事長 よろしいですか。

◇福井高島市長 はい。

◇橋川理事長 ほかにございませんか。

◇小椋理事 もう1点だけ。今と関係してないんですけども。今、高島市長が①のワクチン接種に係る費用の請求支払事務を行うというのは分かりました。この下、接種券の作成を本当に国保でやるのですか。私、これは初めて聞きまして、この先行も後もないのだけど、ほかの民間企業に依頼、委託する役所もあるし、私はクーポン券の発行事務は市がやるものだと思います。私の認識不足か分からないけれども、県下19市町のクーポン券の作成、ワクチン接種券を全部やるという理解でよろしいでしょうか。そのところをお願いします。

◇橋川理事長 はい。クーポン券の印刷、発送業務ですね。

◇今岡課長 失礼いたします。電算管理課と申します。今のご質問ですが、県内全市町ではなく、県内の10市町から委託を受けて、コロナの接種券のクーポン券、予

診券、事業案内、封筒、そして封入封緘、そちらのほうを今準備進めております。市町名を言ったほうがよろしいですか。

◇小椋理事 はい。ちょっとこの際はっきり言っていただいてもいいと思いますので、お願いします。多分、東近江もお願いしていると思うのだけれど。

◇橋川理事長 はい、どうぞ。

◇今岡課長 大津市様、彦根市様、東近江市様、高島市様。そして、6町全てですが、竜王町様、日野町様、愛荘町様、豊郷町様、甲良町様、多賀町様。おおむね高齢者、65歳以上でいきますと20万人弱をまず先行して、3月19日に各自治体へ納品をさせていただきます。予定をしています。

◇橋川理事長 はい、どうぞ。

◇小椋理事 こういう資料が独り歩きしますと、これはこの10市町に入っていない市町もいらっしゃるのでは、ちょっと妙な誤解を招くので、今後これは国保連に委託があった市町についてという、そういうことを明確に書いておかないと、私のように素人目に対しては、大きな誤解を招きますから、ひとつお願いをしておきます。よろしく。

◇竹若局長 ありがとうございます。

◇橋川理事長 その表記について、気をつけていただくようお願いいたします。ほかにはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇橋川理事長 それでは、ご質問、ご意見ないようでありますので、採決に入らせていただきます。

議案第1号から議案第12号までを原案のとおり議決することについて、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇橋川理事長 はい。ありがとうございます。異議なしということで、全員賛成と認め、議案第1号から議案第12号までは原案のとおり議決されました。

次に、報告事項に入ります。先ほどの質問ともかぶりますけれども、報告第1号、専決処分報告についてということで、新型コロナウイルスワクチン接種に係る対応について、事務局の説明を求めます。

◇林課長 専決報告のほうからご説明させていただきます。議案のほうでございますが、178ページでございます。水色の間紙の次のページからとなります。

まず1つ目、令和2年度の一般会計歳入歳出第1回補正予算でございます。180ページから184ページとなります。新型コロナウイルス緊急包括支援事業の実施に伴う補正となっております。

それから2つ目でございます。特定個人情報等取扱規程の一部を改定する規程の制定でございます。これは185ページから189ページということでございます。オンライン資格確認に伴う規程の改正でございます。

それから3つ目、職員給与規則の一部を改正する規則の制定でございます。190ページから193ページに記載してございます。給与規則の手当の率を改正しております。

それから4つ目、令和2年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出第2回補正予算でございます。194ページから197ページとなっております。高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金の返還に係る補正でございます。

それから5つ目、職員退職給付金特別会計歳入歳出第1回補正でございます。これは198ページから201ページでございます。年度途中の退職者による補正となっております。

それから6つ目、令和2年度一般会計歳入歳出第2回補正予算から13までの特定健診審査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出第1回補正予算でございます。ページで言いますと、202ページから264ページになってまいります。こちらについては、令和2年度の補正ということで、第1回理事会で専決処分をいただいたものでございます。

内容は4点ございまして、新型コロナウイルス感染症拡大による手数料収入減収が見込まれるための補正ということで、まずそれが1点でございます。

それから公費について、前年度支払いがなかった感染症に係る支払いが増加したことの補正でございます。それから前年度繰越金の補正、それから新型コロナウイルスワクチン接種に対応するための補正ということで、令和2年度について、ワクチン接種の請求支払事務に対応するため、その事務費として、国庫補助によるシステム改修費用の補正と接種券の作成の補正ということでございます。

それから、4番目でございますが、福祉医療費等審査支払規則の一部を改正する規則の制定でございます。265ページから269ページでございます。医療機関へお支払いする請求事務費について、支払基金からのレセプト情報に基づき計算することになる

ため、その取扱いについて改正しております。

それから15番目、福祉医療費助成事業並びに重度心身障害老人等福祉助成費助成事業共同電算処理業務規則の一部を改正する規則の制定でございます。270ページから279ページまで記載をしてございます。支払基金からレセプト情報を読み取り、資格確認等の共同処理を行うことによるため、取扱いについて改正をしております。

続きまして、新型コロナウイルス感染症に対する対応でございます。

まず資料ナンバー4でございます。大きく2点ございます。1つは診療報酬の概算前払いでございます。感染症により資金調達が困難になった保険医療機関について、融資が実施されるまでの間、資金繰りを支援するために希望する保険医療機関に対し、令和2年5月診療分の概算前払いを実施いたしました。対象は12医療機関、支払総額約3,000万円ということでございます。

そしてもう一つは、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業でございます。厚生労働省から要請を受け、県からの委託により、医療機関、介護施設、障害者支援施設等の従事者に慰労金並びに感染防止対策のための支援金の交付事務の一部を8月から実施しております。具体的には受付、審査、コールセンターの設置、振込等の事務を実施しております。なお、審査やコールセンターの設置については、全国の連合会で本県だけが行っているものでございます。

それから資料ナンバー5でございます。先ほどもご説明させていただいたとおりでございますが、簡単にご説明させていただきます。

ワクチン接種に係る請求支払事務並びに接種券の発送業務を実施するということでございます。令和2年度の接種券の作成、それから支払システム導入経費について、令和2年度の補正予算で対応をさせていただくものでございます。また、令和3年度分の接種券や支払事務経費に係る令和3年度予算については、ワクチン接種に係る事務体制等が整い次第、補正予算を理事長専決により対応させていただきたいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

◇橋川理事長 報告事項は以上となります。ご質問、ご意見がございましたら、どうぞお願いします。

ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇橋川理事長 それでは以上をもちまして、本日の提出案件は全て終了をいたしました。

この際、何かご意見がございましたら、どうぞよろしくお願ひします。

○閉 会

◇橋川理事長 よろしいですか。

ないようでありますので、これで本日の通常総会を閉会といたします。ありがとうございました。

---

◇竹若局長 橋川理事長、どうもありがとうございました。

それでは、これをもちまして通常総会を閉会とさせていただきます。どうも長時間にわたりまして、ありがとうございました。

午後 2 時 5 9 分閉会

上記会議の顛末を記載して間違いのないことを認めるためここに署名いたします。

令和3年 5月 14日

議長

草津市長

橋川 渉

議事録署名者

高島市長

福井 正明

多賀町長

久保 久良